TOPICS 2

トピックス…②

2013年 CAP改革案のポイント

EU酪農は現在、2014年1月施行予定の共通農業政策（CAP）改革、さらに2015年3月末の生乳クォータ廃止という大きな転換期を迎えようとしている。このような状況の下、EU酪農が今後どのような方向に向かうのかが注目されている。TPP交渉の成り行きが懸念される中、活発な制度見直し議論が行われているわが国酪農にとって、今回のCAP改革から得るものはあるのか。

2013年のCAP改革案のポイントは、直接支払制度に関わる次の3項目であると言われている。

①基本支払制度への統一

直接支払制度は2013年以降、現行の「単一支払制度（Single Payment Scheme）」と「単一面積制度（Simplified Payment Scheme）を「基本支払制度（Basic Payment System）」に統一することとしている。新たな「基本支払制度」は、基本的補償と環境対策で構成されており、それに付加的な支払いとして、条件不利地域支援や新規就農者支援などが追加される。

現行の「単一支払制度」を採用している国の多くは、過去実績方式、つまり過去の生産実績に基づいて農業経営毎の支払基準（面積単価）を設定しているが、今回の改革案では、国ごとに農地面積を基準として統一支払基準を採用することとしている。

②域内共通単価の採用

この改革は、「2020年までの新たな経済成長戦略：EUROPE2020」を視野入れ、2019年から全ＥＵ加盟国で統一の「面積当たりの支払制度（uniform payment per hectare）」につなげるため、先ず、各加盟国の直接支払制度の予算額の是正を図ることとしている。具体的には、ＥＵ全体の平均受給額の90％未満の地域あるいは国が、平均との差の3分の1を段階的に引き上げることとしている。

③環境を重視した政策への転換

さらなる環境への配慮を目的として、「緑化」（Greening）が環境対策として直接支払の中に位置づけられる。気候と環境保全を重視した農業、具体的には、作物の多様化、既存の永年牧草地の維持、生態系重点地域の確保などを行った場合、農家は支払いを受けることができる。この支払いの資金には、直接支払総額の30％が充てられる。

以上のように、2013年CAP改革（案）における直接支払制度には大きな変更が提案されている。表に示したように、直接支払制度における過去実績方式は、1992年のCAP改革開始以来続いてきた仕組みであり、その廃止は直接支払制度の抜本的な改正を意味する。過去実績方式の転換によって、過去の単収や生産品目の相違による農業経営者間の単位面積当たり支払水準の格差は是正されることになる。また、直接支払制度における「緑化」は、直接支払の受給者全員、つまりＥＵのすべての農業経営者が対象となり、農村地域の振興に大きく貢献する可能性がある。

直接支払の算出方法の推移

CAP改革	直接支払制度	直接支払の面積単価
1992年改革	補償支払	重量単価（国・地域内一律）×単収（過去実績）
2003年改革	単一支払	過去の支払実績（全品目加重平均） （地域方式ないし単一面積支払の場合は一律）
2013年改革案	基本支払	国・地域内一律

資料：平澤明彦「次期ＥＵ共通農業政策改革の規則案概要」農林金融2012・3より作成